

【事 情 書】

日本学生支援機構奨学金出願者で、収入判定にあたり特別控除を申請する方(「奨学金を希望する皆さんへ」39ページを参照)

説明者署名(自筆)		説明者と学生との続柄: 父・母・その他()
学生署名(自筆)		学籍番号 学部 学科 年

該当項目の○を塗りつぶし(○→●)、必要事項を記載の上、所定の書類を裏面に貼付してください。現況説明や特記事項等がある場合は、【特記事項】欄に記載してください。スペースが足りない場合には、別紙(A4サイズ、様式自由)に記入をしてください。

該当	事情	詳細
○	母子・父子家庭、その他控除対象となる世帯構成である。	<p>母子または父子家庭である理由</p> <p><input type="radio"/> 死別 (遺族年金:年間 円) <input type="radio"/> 離婚 (養育費 :年間 円) <input type="radio"/> 未婚</p> <p>以下、世帯構成の該当欄を塗りつぶしてください。</p> <p><input type="radio"/> 父または母と経済力のない子(※1)の世帯 <input type="radio"/> 父または母と経済力のない子及び60歳以上で経済力のない祖父母(※2)の世帯 <input type="radio"/> 経済力のない子の世帯 <input type="radio"/> 祖父母と18歳未満の子の世帯 <input type="radio"/> 配偶者のいない兄姉と経済力のない子の世帯 <input type="radio"/> 配偶者のいない兄姉と経済力のない子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯</p> <p>※1 「経済力のない子」とは①18歳未満である、②就学者である、③長期に療養を要する、④心身に障がいがある等の事情で自ら働いて得る収入が少なく家族の支援がなければ生活が困難である人を指します。</p> <p>※2 前年における所得税法上の所得金額が50万円以下の祖父母のことをいいます。 例:66歳で公的年金が120万円の場合、公的年金等に係る雑所得は120-110=10万円で該当する。</p>
○	家族に障がいのある人がいる(本人を含む)。	<p>氏名: 続柄: 【添付書類】障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、判定書のコピーを裏面に貼付。</p>
○	家計支持者が単身赴任等で別居している。(自発的別居は除く)	<p>【別居している人】 氏名: 続柄: 赴任先住所: 赴任先電話番号: 【添付書類】別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費を確認できる領収書のコピーを裏面に貼付(支払者の氏名記載があるもの、上限71万円)。</p>
○	家族に6ヶ月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる。	<p>氏名: 続柄: 療養のために必要な年間金額: 円 【添付書類】直近6ヶ月分の医療費等領収書のコピーを裏面に貼付。</p>
○	この1年間に火災・風水害または盗難などの被害を受けたことがあり、2年以上にわたって支出の増加または収入の減少がある。	<p>【特記事項】に内容を記載。 【添付書類】罹災証明書または盗難届(受理番号があるもの)、支出増加・収入減算出の基となる書類のコピーを裏面に貼付。</p>
【特記事項】		